



補助金

桂川町結婚新生活支援事業

結婚新生活を始めるための費用を助成します

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085
桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越し費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

- ① 令和6年1月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること
- ② 夫婦がともに桂川町に住民登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住民票を移していること
- ③ 申請日から2年以上継続して居住する意思があること
- ④ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること
- ⑤ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること
- ⑥ 過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和7年3月31日まで

【助成額】1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)

※予算額に達した時点で受付を終了します。

詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」で検索の上、HPをご覧ください。



補助金

移住定住支援の取組紹介

令和6年度 桂川町移住定住奨励金等交付事業について

企画財政課 企画広報係 ☎65・1085
桂川町では、本町への移住定住促進に向けた取組の1つとして、「桂川町移住定住奨励金等交付事業」を実施しています。

これは、左記の【交付の要件】を全て満たし、まちづくりや地域づくりに参画いただける世帯に対して、感謝の意を表すため、移住定住奨励金等を交付するものです。

令和5年1月2日～令和6年1月1日に住宅を取得された世帯には、事業案内に関する書類等を郵送しています(※提出期限あり)。内容の確認をよろしくお願いいたします。

また、案内書類等が届いていない世帯がありましたら、担当係までお問い合わせください。

【交付の要件】次の要件を全て満たす世帯

- ① 令和5年1月2日～令和6年1月1日の期間に、床面積50㎡以上の生活の本拠となる居住用住宅を購入した世帯
- ② 世帯員等が桂川町の住民基本台帳に登録され、対象住宅に住民票を移していること
- ③ 申請日において、町税等の滞納がないこと
- ④ 行政区に加入していること
- ⑤ 暴力団員でない、または暴力団員と密接な関係を持つ者でないこと

マイナンバーカードの時間外申請・受取について

企画 住民課 住民年金係
☎65・3301

桂川町役場にて、業務時間に加え、下記表のとおりマイナンバーカードの時間外申請および受取の手続きを行います。ぜひご利用ください。なお、お越しの際は、免許証などの本人確認書類をご持参ください。

	受付日	受付時間
7月	(木曜日) 4日、11日、18日、25日	20時00分まで
	(土曜日) 20日	11時30分まで
8月	(木曜日) 1日、8日、15日、22日、29日	20時00分まで
	(土曜日) 24日	11時30分まで

